


平成21年7月21日

浜田市議会議長 牛尾 昭 様

議員名 鎌原ヤシヲ 

## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

### 記

1. 期 間 平成21年7月16日(木)～17日(金) :

1. 研修内容 第2回市町村議員短期研修において「自治体財政指標の見方」について学習し、財政指標分析の演習を体験する。

2. 研修先 滋賀県大津市唐崎  
全国市町村国際文化研修所

3. 調査経費 35,580 円

(経費内訳 交通費 27,380円 + 研修受講費 8,200円)

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



# 研 修 内 容

研修名 第2回市町村議会議員短期研修  
研修日 平成21年7月16日(木)～17日(金)  
研修議題 講題「自治体財政の見方」

## 【研修概要】

1日目 7月16日(木)

○13:00～15:00

講義「自治体財政指標の見方」

講師 監査方針トーマツ大阪事務所 パブリックセクター  
公認会計士 鈴木 亮 氏

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき指標公表するものである。①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債比率④将来負担比率⑤資金不足比率の比率を公表することにより、当該比率に応じた財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の健全化を図ることを目的に実施された。

健全化判断比率等については、監査委員に付し、その意見を付して議会に報告し、公表しなければならない。また、公表は、平成19年度決算から、当該比率のいずれかが基準以上である場合の財政健全化計画及び財政再生計画並びに公営企業の経営健全化計画の策定の義務付けは、平成20年度決算から摘要されると説明を受け、連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置があり、将来負担比率及び資金不足比率については、財政再生基準はないとのこと。

○15:00～17:00

演習「財政指標分析の実際①」

参加者120名が4つのグループに分かれ、そのグループが5つの班に分かれ、指標分析の学習をする。講師は小林誠氏である。実在する5市町村財政比較分析票（平成19年度普通会計決算）、平成19年度決算状況を提示された。その中に人口12,115人のH町を班で討議をした。年間予算約50億円で、第3セクターの借金



70億円があり、その返済のため年間3億円の一般会計からの繰り出しが大きく、財政上の問題になっているのが読み取れる。

H町の「財政力指数」は、人口の減少とともに全国平均を上回る高齢化率（H20.12月末31.8%）、低い生産年齢人口率（同28.2%）の影響や、産業構造が脆弱であるため財政基盤が弱く指数は0.27と類似団体値0.31を下回っている。投資的経営の抑制や定員管理の徹底等歳出の見直しを実施するとともに、手数料の見直しや町税税率の変更等歳入確保に努め、財政健全化に取り組むべきと分析できる。

2日目 7月17日(金)

○9:00～10:30

演習「財政指標分析の実際②」

講師 小林 誠 氏

前日に引き続き、班においてH町の財政状況等一覧表等を基に指標分析し学習する。H町の「経常収支比率」は18年度92.6%から19年度87.5%と改善され、類似団体平均値90.6%を下回っているが、19年度に退職手当債、約1億8千万円を借り入れたことに起因しており、退職手当債を充当一般財源に加えると92.7%と依然として厳しい数値となっている。

また、「ラスパイレス指数」をみると、86.4%と類似団体中4位である。H町は公営企業の特別会計の赤字や三セク等の債務償還があるため、人件費総額を今後計画的に引き上げ、財政健全化に努めるべきである。

○10:45～12:15

講義「自治体財政指標の見方～まとめ」

講師 早稲田大学パブリックサービス研究所

客員教授 森田 祐 司 氏

最後の講義は自治体財政健全化法のポイントと題して話され、法律の施行に向けたスケジュールについて、財政再生計画・財政健全化計画と経営健全化計画の内容、企画、地方公共団体の長と議会の関係、地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割、平成21年度における地方公共団体財政健全化法に係る標準的は財政指標の算定等スケジュールのイメージ(案)等について、講義を受ける。

今年度の秋頃には、平成20年度決算に基づく指標を公表し、計画策定義務に該当する団体は財政健全化計画・財政再生計画を平成21年度内に策定しなくてはならない。

また、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比較をその策定基盤事項を記載した書類を監査委員の審査に対し、その意見を付して該当比率を議会に報告し、公表しなければならない。

健全化法の施行も踏まれば、事務上共通点のある公会計の整備に早期に着手することが重要であると説明を受けた。

## ～まとめ～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、夕張市の財政破綻を受けて、法改正がなされたものと認識している。この度の研修において、講師の批評では、夕張市の場合、監査委員が従来の委員としての機能を果たしていなかったところに問題があると指摘があった。

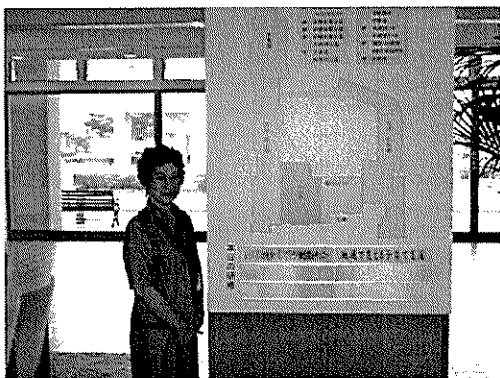
浜田市においては、少子高齢化、過疎化、人口減少が進展する中でもあり、大変、厳しい財政状況であるが、平成 19 年度の浜田市の実質公債費比率は 25.1%であり、早期健全化基準を上回っている。

平成 20 年度において早期健全化基準をクリアできる見込ではあるが、今後、地方債の発行の縮減や、償還の繰り上げが求められる。

早期健全化基準を下回れば問題がないとは言えず、中期財政計画を着実に実行することが不可欠である。

今回、自治体財政指標の見方、分析等を演習しながら、学ばせていただき、貴重な研修を体験した。

今後、議員の資質の向上に努め、財政の健全運営を図りつつ、多様化する市民のニーズに的確に応えるよう、日々研鑽を重ね議会人として、市の発展に努めます。



報告者 鎌原 ヤシエ